

第30号

# こうろく

～ 見 養 ～

発行所：栃木県日光市板橋2610-1

社会福祉法人 すぎなみき会

発行責任者 理事長 峯山 敏正

平成26年8月13日発行

Tel:0288-27-3100 Fax:0288-27-3700

E-mail:sugigaku@hyper.ocn.ne.jp

URL: http://www2.ocn.ne.jp/~mitsu32/

社会福祉法人

すぎなみき会

理事長 峯山 敏正

本格的な夏のシーズンを迎えました。皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当法人の運営につきましてご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、昨年4月に障害者総合支援法がスタートしましたが、都道府県・市町村は国の定める基本方針に則して3年ごとに障害福祉計画を作成することになって

います。本年度は第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の策定にむけ、現行計画の見直しが行われます。また、今回回は基本方針を見直しましたが、主なポイントはつぎのとおりです。

《計画の作成プロセス等に関する事項》

◎PDCAサイクルの導入（新規）

【計画(Plan:P)、実施(Do:D)、評価(Check:C)、改善(Act:A)の4段階のプロセスにより事業運営管理を行う手法】

・少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講ずる。

・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

《個別施策分野①…成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）》

①福祉施設から地域生活への移行促進

・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。

②精神科病院から地域生活への移行支援

・入院後3カ月時点の退院率を64%以上とする。（平成21年から平成23年の平均58.4%）

・入院後1年時点の退院率を91%以上とする。（平成21年から平成23年の平均58.4%）

③地域生活支援拠点等の整備（新規）

・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または各圏域にすくなくとも1つを整備。

④福祉から一般就労への移行促進

・福祉施設から一般就労への移行者数を、平成24年度実績の2倍以上とする。

・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。（平成23年度実績27.1%）

《個別施策分野②…その他の事項》

○障害児支援体制の整備（新規）

・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

○計画相談の連携強化、研修、虐待防止等

今後も、急テンポに進む制度改革等に適切に対応していくとともに、「障害福祉計画」、「介護保険事業（支援）計画」等を含め国、県、市の動向を把握しながら、中長期的な計画の元に事業を展開していく所存でございますので、ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。



すぎなみき学園

サービス管理責任者

副施設長兼生活支援課長 別井 誠

『地域に根差したサービス提供を  
目指して、』

障害者自立支援法に基づく新しい施設体系に移行し、さらに昨年4月より障害者総合支援法へと移行となり、我々支援者は障がい者へのより良き福祉サービスの提供のため、さらなる努力をしていかなければならなくなりました。特に「障がいを持った方々が、人間としての尊厳が守られ豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務であり、そのため支援者の一人として、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。」(以上「日本知的障害者福祉協会倫理綱領」より)といった倫理綱領を設けることで、規範を示すことが大切となってきます。

ここで「日本知的障害者福祉協会倫理綱領」に沿ってみると、1、

生命の尊厳、2、個人の尊厳、3、  
人権の擁護、4、社会への参加、5、  
専門的な支援の5つの項目より定

められています。私たちはこの倫理綱領及び行動規範とともに、常に謙虚な姿勢で障がい者に接していくことが大切であり、その障がい者の方々の権利も守らなければなりません。そして障がい者に対するあらゆる差別や偏見をなくすためにもしっかりと行動していくことが大切となります。

いずれにしろ世の中(社会・経済等)の状況が常に大きく変動し、制度改革が行なわれているなか、社会福祉法人はその存在意識を明確にし、しかも高い信頼性を示していくことも重要です。その為にはきちんとした行動規範を定め、目的・考え方を明確にし実践していくことが重要になってきます。我々は地域に根差した信頼性の高いサービスを今後もしっかりと提供できるように日々努力したいと考えます。

すぎなみき学園

みどりのき

副施設長兼生活支援課長 井上 憲一

『障害福祉サービスの制度と社会  
福祉法人の在り方』

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(長い名前なので↓障害者総合支援法)が平成25年4月1日に施行され、平成26年4月1日からは、①「障害程度区分」に替わる「障害支援区分」の創設  
②重度訪問介護の対象拡大  
③共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化  
④地域移行支援の対象拡大

が施行され、本年度はスタートしました。

当法人のケアホームもグループホーム(介護サービス包括型)へ移行しましたが、制度が変わっても利用者の生活は、当然ですが全

く変わるはずもなく、今まで通りの生活を送っています。(まっ、制度なんてそんな物ですけどね。これ以下はダメですよ、最低基準を決めているだけですから、普段それ以上の事をしていれば制度がどう変わろうと・・・事務処理が増えるだけ。※独り言)

『「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)及び「社会保障制度改革国民会議報告書」(同年8月6日公表)においては、社会福祉法人の大規模化、複数法人による連携、経営の高度化、法人経営の透明性の確保や非課税扱いにふさわしい地域貢献等について具体的な対応を求められている。

このように法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることを踏まえ、「日本再興戦略」等への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点を整理を行うものである』・・・というところで、「社会福祉法人の在り方



等に関する検討会」なるものが、平成25年9月27日を第1回として、平成26年6月16日に第12回が行われ、平成26年7月4日に「社会福祉法人の在り方について」(報告書)が厚生労働省に提出されました。詳細については、インターネット等で検索して頂ければ情報がたくさん出てきます。

その中でも、社会福祉法人に地域貢献活動を義務化との内容があります。これについては、「こうろく28号」で「時には制度に無いサービスを実施する事も必要になると思います。」と書いたとおり、地域のニーズをくみ取った取り組みを計画し実行する時期が来たと考えています。

今後は更に、地域福祉、地域貢献を考え、今まで以上に、地域に信頼され、必要とされる法人となれるよう頑張ります。



## 競輪補助事業完了のお知らせ

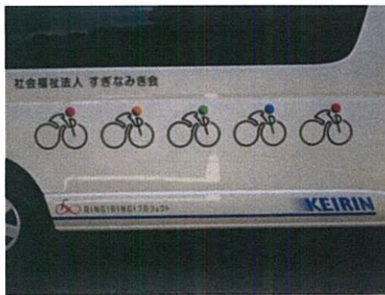
この度、平成26年度の競輪の補助金を受けて、以下の事業を完了いたしました。ここに事業完了のご報告を申し上げますと共に、公益財団法人JKA様を始め、ご協力を賜りました関係者の皆様に謹んで感謝の意を表します。

記

- |         |  |
|---------|--|
| A 事業名   | 平成26年度福祉車両の整備補助事業                            |
| B 事業内容  | トヨタ/ハイエース・スーパーロング1台<br>(移送車3 [車いす仕様 (リフト式)]) |
| C 事業費総額 | 4,578,760円                                   |
| D 補助金額  | 2,250,000円                                   |
| E 実施法人  | 社会福祉法人すぎなみき会                                 |
| F 完了年月日 | 平成26年7月31日                                   |

社会福祉法人すぎなみき会

理事長 峯山 敏正



みつみねの郷  
副施設長 峯山 直己

『相談援助の役割と求められて  
いること』

福祉の仕事といっても様々な  
仕事があります。皆さんが思い  
浮かべるのは、介護職員や障害  
者の支援員、看護職員等ではな  
いでしょうか？

しかし、実際は栄養に関する  
職員がいたり、事務職員がいた  
りして利用者の方の支援にあた  
っております。また近年では、  
相談援助をする職種の配置が義  
務付けられてきたりしています。  
当法人を利用する方やご家族  
の方にも「相談員ってどんな仕  
事？」「ケアマネージャーってど  
んな仕事？」と質問されること  
があります。  
現在、世間を取り巻く様々な

制度は複雑化しております。

福祉を取り巻く関係法令も同  
様で、それを理解するスキルが  
私たちに求められており、また  
同時にわかりやすく説明するス  
キルも求められております。

そのため、何かに例えて説明  
したり、紙に書いたりして後で  
見返せるように工夫して説明す  
ることもあります。

また、説明する場所選びも大  
切です。場所を利用者の方の自  
宅に設定すれば、自宅でのよ  
うに介護や支援したらよいか議  
題にあげて説明しやすいでしょ  
うし、他の家族の方の意見も聞  
きやすいというメリットもあり  
ます。

では、施設で説明する場合は  
どんなメリットが生まれるでし  
ょうか。

施設で行った場合、他の専門  
職に話を聞くこともできますし、

専門書などもありますのでそれ  
を見ながら説明することもでき  
ます。

このように相談支援を行うに  
あたり「どこで、どのように伝  
えるか。」考え行動することが大  
切です。

相談支援の仕事はわかりやす  
く説明することだけにとどまり  
ません。わかりやすく説明した  
ら、利用者の方や家族の方が自  
分で納得して選択できるように、  
サポートすることが必要です。  
具体的には、いくつかの選択肢  
を解り易く説明し、選択した場  
合のメリットとデメリットをあ  
わせて説明します。

そうすることで家族の方の選  
択の幅も広がり、選択がしやす  
くなります。専門家として、家  
族の方が考えもしなかったメリ  
ットやデメリットを想定し、サ  
ポートすることができればベス

トです。

高齢者であれば、体調の変化  
が激しく、機能も年ともに低下  
していくので、変化が起きた時  
を見据えたアドバイスが必要に  
なります。また、知的障害者の  
方であれば、若い時から年を取  
るまで支援が長期になるので、  
それに応じたアドバイスが必要  
になります。

当法人の相談支援もこの変化  
の激しい時代に対応していける  
よう技術を磨いていきたいと思  
います。

